

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

TDK株式会社製「加湿器」のリコールの周知及び  
製品回収活動に対する協力並びに「消費者庁リコー  
ル情報サイト」の周知の依頼について

計9枚（本紙を除く）

Vol.321

平成25年3月21日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（企画調整係・内線3918）  
FAX：03-3503-2740

事 務 連 絡

平成25年3月21日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

TDK株式会社製「加湿器」のリコールの周知及び製品回収活動に対する  
協力並びに「消費者庁リコール情報サイト」の周知の依頼について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災事故の発生については、リコール回収中であるTDK株式会社製「加湿器」が火元であった可能性が高いことから、経済産業省において同社に対し周知徹底の強化を要請したところであり、現在同社において、リコール周知、製品回収活動に取り組んでいるところです。

特に、今般の火災事故はグループホームで発生したことから、同社において、全国の福祉施設等に対する連絡や巡回活動を重点的に行い、リコール対象品の確認を行うとともに製品回収に務めることとしています。

つきましては、経済産業省より、平成25年3月19日付け文書「TDK株式会社製「加湿器」のリコールの周知及び製品回収活動に対する協力依頼」（別添1）により協力依頼がありましたので、関係部局とも連携を図り、社会福祉施設等にお

ける事故の未然防止のため、同社が行うリコール対象製品の回収に協力いただきますとともに、管内市町村及び関係団体等への周知徹底をお願いいたします。

また、同社からの福祉施設等の名称等の照会があった場合には、既存リストの提供、ホームページ掲載場所の提示、関係する他部局の紹介、周知した管内市町村部局の紹介等により適宜対応をお願いいたします。

併せて、消費者庁より、平成25年3月19日付け事務連絡「「消費者庁リコール情報サイト」の周知徹底について（依頼）」（別添2）により、同じくリコール対象品による事故の未然防止のため、全国の社会福祉施設等に対し同サイトの周知徹底について協力依頼がありましたので、関係部局とも連携を図り、管内市町村及び関係団体等への周知徹底をお願いいたします。

平成25年3月19日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 殿  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 殿  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 殿  
厚生労働省老健局総務課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課長

TDK株式会社製「加湿器」のリコール周知及び製品回収活動に対する協力依頼

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

TDK株式会社は、平成25年2月8日に発生した長崎市グループホームでの火災事故において、同社のリコール回収中である加湿器（型式：KS-500H）が火元であった可能性が高い旨を公表しました。

このため、経済産業省では、同社に対しリコール対象品を使用している消費者への周知徹底の強化を要請したところであり、現在、同社は事故の再発防止のため、新聞社告や関係機関へのお知らせ等によりリコール周知を行い、製品回収活動に取り組んでいるところであります。

しかしながら、当該製品は未だに多くの未回収品が存在していることから、同社の製品回収をより確実に実施するため、平成25年3月13日付けで、経済産業省から同社に対して、消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令を発出し、該当する製品について、回収、消費者向け注意喚起等必要な措置をとるべき旨を命じました。

今後、同社は、今般の火災事故はグループホームで発生したことから、全国の介護施設や障害者施設等の関係施設に対する連絡や巡回活動を重点的に行い、リコール対象品の確認を行うと共に製品回収に努めることとしています。

つきましては、貴省におかれましても、同社が実施する上記リコール周知及び製品回収活動にご協力いただきますとともに、各都道府県関係部局を通じて関係先に対しても下記の事項について周知いただきますようお願いいたします。

## 記

1. TDK株式会社の「加湿器」リコール情報について、別添ポスター・チラシの配布により社会福祉施設等にお知らせいただくよう、都道府県等に対してお願いすること。
2. TDK株式会社が社会福祉施設等に連絡又は巡回し製品の確認及び回収活動を行うことについて、社会福祉施設等にお知らせし、ご協力いただくよう、都道府県等に対してお願いすること。
3. 製品の確認及び回収を効率的に行うため、TDK株式会社から都道府県等に対し、社会福祉施設等の名称、住所、電話番号について照会させていただくので、ご協力いただくよう、都道府県等に対してお願いすること。

別添：製品回収に関するポスター、チラシ

(ポスター、チラシに関する問い合わせ先)

TDK株式会社 広報部

電話：03-5201-7102

FAX：03-5201-7114

(参考)

○TDK株式会社製「加湿器」製品回収（概要）

- ・対象品：加湿器 4機種（KS-31W KS-32G KS-300W KS-500H）計：85,146台
- ・事象：ヒーター取り付け不良、あるいは内部漏水を起因とする発煙・発火
- ・対策内容：返金回収
- ・告知：平成25年2月22日 プレスリリース  
平成25年2月25日 新聞再社告（全国47紙）
- ・TDK株式会社ホームページ <http://www.tdk.co.jp/>

○経済産業省のリコール情報サイト（製品安全ガイド）

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)

○TDK株式会社に対する危害防止命令の発出（平成25年3月13日）

<http://www.meti.go.jp/press/2012/03/20130313004/20130313004.html>

(本件に係る連絡先)

経済産業省商務流通保安グループ

製品安全課製品事故対策室

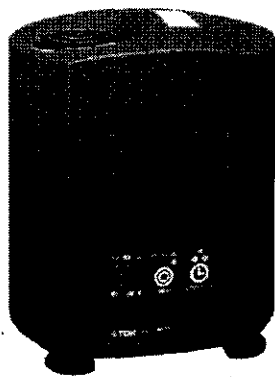
TEL：03-3501-1707（直通）

担当：宮下、長沼

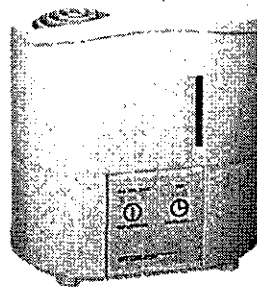
# TDKの加湿器を 探しています

お客様には大変ご迷惑とご心配をおかけしております。  
謹んで深くお詫び申し上げます。

## TDKスチーム式加湿器

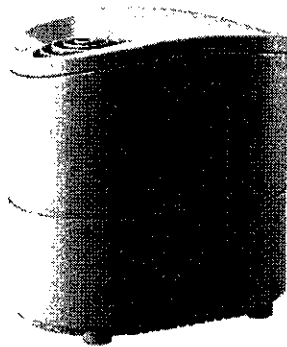


KS-500H

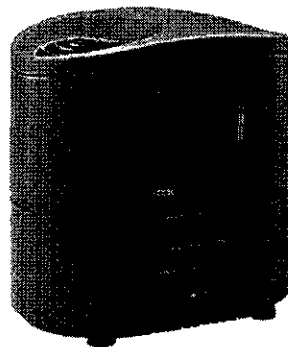


KS-300W

平成10年度に製造・販売



KS-31W



KS-32G

平成5年度に製造・販売

※機種名は、本体裏側のラベルに表示しております。

弊社加湿器 KS-500H、KS-300W、KS-31W、KS-32G の4機種につきまして、発煙、発火に至る恐れがあり、重大事故も発生しております。事故を未然に防止するため、引き続き製品回収にご協力ください。

KS-500H、KS-300W は平成11年より、KS-31W、KS-32G は平成5年よりお詫びとご使用中止のお願いを申し上げておりましたが、依然として35,840台(2013年1月末時点)が回収できておりません。

誠にお手数ですが、該当製品にお心当たりのお客様は、下記のフリーダイヤル(無料)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お客様には大変ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、重ねてお詫び申し上げます。

### 回収専用フリーダイヤル

TDK株式会社(加湿器 お客様係)

**0120-604-777**

受付時間 9:00 ~ 19:00 (土・日・祝日も含む)



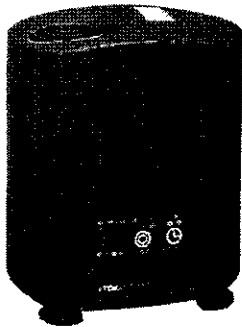
リコール対象製品のお引き取りは、  
1台あたり5,000円お支払いいたします。  
(不使用の対象製品も、お引き取りさせていただきます。)

インターネットでもご案内しております。  
<http://www.tdk.co.jp/> TDK株式会社

# TDKの加湿器を探しています

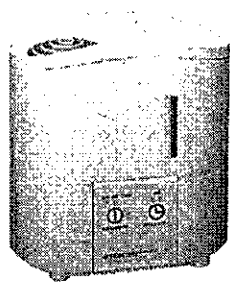
お客様には大変ご迷惑とご心配をおかけしております、謹んで深くお詫び申し上げます。

## TDKスチーム式加湿器

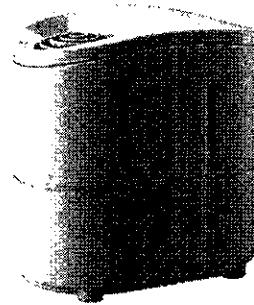


KS-500H

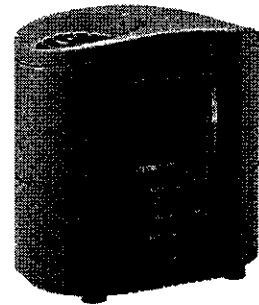
平成10年度に製造・販売



KS-300W



KS-31W



KS-32G

平成5年度に製造・販売

※機種名は、本体裏側のラベルに表示してあります。

弊社加湿器 KS-500H、KS-300W、KS-31W、KS-32G の4機種につきまして、発煙、発火に至る恐れがあり、重大事故も発生しております。

事故を未然に防止するため、引き続き製品回収にご協力ください。

KS-500H、KS-300Wは平成11年より、KS-31W、KS-32Gは平成5年よりお詫びとご使用中止のお願いを申し上げておりましたが、依然として35,840台(2013年1月末時点)が回収できておりません。

誠にお手数ですが、該当製品にお心当たりのお客様は、下記のフリーダイヤル(無料)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お客様には大変ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、重ねてお詫び申し上げます。

回収専用  
フリーダイヤル

TDK株式会社(加湿器お客様係)

0120-604-777

受付時間

9:00~19:00  
(土・日・祝日も含む)



リコール対象製品のお引き取りは、1台あたり5,000円お支払いいたします。  
(不使用の対象製品も、お引き取りさせていただきます。)

インターネットでもご案内しております。

<http://www.tdk.co.jp/>

TDK株式会社

事務連絡

平成25年3月19日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局総務課長

消費者庁 消費者安全課長

「消費者庁リコール情報サイト」の周知の徹底について（依頼）

火災・重症等の重大製品事故の約1割がリコール対象品によるものです。2月8日には、長崎市のグループホームでリコール対象品及び周辺を焼損する火災が発生し、5人が死亡、1名が重傷、6名が負傷しました。当該事故の原因は、現在調査中です。

消費者庁では、リコール対象品による事故を防止するため、リコール対象品に関する情報を消費者に周知する取組みを進めているところであり、その一環として、昨年4月より「消費者庁リコール情報サイト」を運営し、過去にリコールが公表された商品のうち、消費者に危害・危険が及ぶ可能性が高いリコール品を掲載し、予めご登録いただいた方には、メールでお知らせする取組みを行っています。

消費者庁においても、当サイトを含めたリコール情報の更なる周知について対応を進めているところですが、貴省におかれましても、別添の「消費者庁リコール情報サイト」のリーフレットを活用するなど、全国の社会福祉施設等に当サイトを周知徹底いただきますようお願いいたします。

（参考）「消費者庁リコール情報サイト」のホームページのアドレス

<http://www.recall.go.jp/>

<本件問合せ先>

消費者庁 消費者安全課 前内

電話：03-3507-9201

FAX：03-3507-9290



# 最新のリコール情報をお届けします。

## 消費者庁リコール情報サイト

**事業者** (Business Operators)

**リコール** (Recall)

**情報集約** (Information Collection)

**消費者** (Consumers)

**ここがポイント! ①** 重要なお知らせ (Important notices)

**ここがポイント! ②** リコール情報検索 (Recall information search)

**ここがポイント! ③** 高齢者・子ども向け商品など (Products for the elderly and children, etc.)

**ここがポイント! ④** カテゴリで絞りこむ (Filter by category)

**ここがポイント! ⑤** リコールのご案内 (Recall information)

**ここがポイント! ⑥** 事業者の方へ (For business operators)

**サイトへの直接報告** (Direct report to the site)

国土交通省  
厚生労働省  
経済産業省  
農林水産省  
総務省消防庁  
消費者庁  
国民生活センター  
製品安全協会  
製品評価技術基盤機構  
医薬品医療機器総合機構

### 消費者庁リコール情報サイトはどんな特長があるの？

#### ここがポイント! ①

☆これまで各省庁等がそれぞれ公表していたリコール情報を収集・一元化しており、分野横断的に見ることができます。

#### ここがポイント! ②

☆火災・重傷等の重大事故が発生したり、発生する恐れのあるリコール対象品は「重要なお知らせ」としてサイトトップ画面でお知らせします。

#### ここがポイント! ③

☆高齢者・子ども向けのリコール対象品は新規登録情報をサイトトップ画面でお知らせします。

一般サイト

<http://www.recall.go.jp/>

携帯サイト

<http://www.recall.go.jp/m/>

リコール情報 携帯サイト



## ここがポイント！④

- ☆各省庁等によって検索画面・検索条件が異なりますが、本サイトでは、より簡単にリコール情報を検索することが可能です。
- ☆カテゴリでの絞り込みや商品名や事業者名でも検索できます。
- また、「重要なお知らせ」・「高齢者・子ども向け商品など」は過去1年分、「新規登録情報」は過去3ヶ月分を一覧で見ることができます。

| カテゴリ    | 説明                   | 凡例   |
|---------|----------------------|--|
| 食料品     | 食べもの、飲みもの            | 生鮮食品、嗜好・調理食品、飲料・酒類、健康食品、他の食料品                |
| 家電製品    | パソコン、洗濯機、電気暖房器など電気製品 | 生活家電、パソコン・パソコン関連機器、電話・電話機用品、音響・映像機器、その他の家電製品 |
| 住居品     | 家具、調理用品              | 家事用品、住生活用品、他の住居品                             |
| 文具・娯楽用品 | 文房具、スポーツの用具・ウェア      | 文具・事務用品、書籍・印刷物、スポーツ用品、健康器具、玩具・遊具、他の文具・娯楽用品   |
| 光熱水品    | 石油ストーブ、ガス湯沸器など       | 電気、ガス、石油、水道、他の光熱水品                           |
| 被服品     | 衣服、靴など               | 和服、洋服、身の回り品、生地・糸類、他の被服品                      |
| 保健衛生品   | 薬、化粧品など              | 医薬品、医療機器、化粧品類、理美容器具・用品、他の保健衛生品               |
| 車両・乗り物  | 自動車、自転車、ベビーカー、車いすなど  | 自動車、自動二輪車、自動車用品、自転車・自転車用品、移動・運搬用品            |
| 建物・設備   | 扉、浴槽など住宅に据え付ける製品     | 建物、住宅構成材、住宅設備、他の建物・設備                        |
| その他     | 他のカテゴリに含まれない情報       |  |

### リコール情報検索

あなたの周りにある商品を確認できます。

カテゴリで絞りこむ

- ▶ [食料品](#)
- ▶ [住居品](#)
- ▶ [光熱水品](#)
- ▶ [保健衛生品](#)
- ▶ [建物・設備](#)
- ▶ [家電製品](#)
- ▶ [文具・娯楽用品](#)
- ▶ [被服品](#)
- ▶ [車両・乗り物](#)
- ▶ [その他](#)

商品名が事業者名で検索

[検索方法について](#)


## ここがポイント！⑤

- ☆「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の更新情報や、「新規登録情報」をリコールメールサービスでお知らせします。

## メールサービスの登録方法は？

- ①下記のURLからご登録ください  
<http://www.recall.go.jp/> (パソコン用)  
<http://www.recall.go.jp/m/> (携帯電話用)
- ②画面に従って登録を行ってください  
(仮登録完了)
- ③仮登録後に登録確認メールが送信されますので、登録確認メールに記載のURLをクリックしてください  
(本登録完了)

一般サイト用 登録画面



携帯サイト用登録画面

- ①重要なお知らせ
- ②高齢者・子ども向け商品など
- ③新規登録情報
- ④JUL情報検索
- ⑤JUL情報とサービス登録

※幼稚園・学校関係者、介護福祉施設等の関係者の方の登録もお待ちしております。

## ここがポイント！⑥

- ☆事業者の方から直接情報を寄せていただくことができます。
- ※すでに前頁の各省庁等への届出を済ませているものは除きます。

事業者の方へ

リコール情報をお寄せ下さい。

1 内容入力

企業情報

会社名又は事業者名称

会社名又は事業者名称(フリガナ)

会社又は事業者の所在地(住所)

会社名又は事業者の電話番号(代表番号) ※半角数字(ハイフンなし)

会社名又は事業者のホームページURL ※http または https から入力

入力情報確認

今回、当サイトに入力を行なう方(入力者)の氏名

入力者氏名(フリガナ)

入力者の所属部署名

入力者の所属部署の電話番号 ※半角数字(ハイフンなし)

入力者のメールアドレス

2 確認

リコールを行う商品の種類(例: 食品、医薬品、家電、玩具)

リコールを行う商品の名称、製造ロット

リコールを行う商品の数量

リコールを行う商品の回収状況

リコールを行う商品の回収先

リコールの種類(例: 回収、修理、交換、返金、廃棄)

リコールを行った理由、発生する事由 ※半角数字

顧客へ送るメール本文の内容(例: 回収先、回収方法、回収期間)

リコール開始の日付(入力例: 2012-01-01)

商品番号(例: 123456789)

リコール発行の内訳(数量)

その他情報

その他電話番号 ※半角数字(ハイフンなし)

その他電話番号がわかる物販票、届出書

その他連絡情報

本リーフレットの問い合わせ先：消費者庁消費者安全課 電話 03-3507-9201 FAX 03-3507-9290